

規制に係る事前評価書

法令の名称	廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律
政策の名称	設置許可が取り消された場合等における最終処分場の適正な維持管理を確保するための措置
担当部局・評価者	環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課長 金丸康夫 電話番号:03-3581-3351 E-mail:hairi-kikaku@env.go.jp
評価実施時期	平成22年2月16日
規制の目的、内容及び必要性並びに生じる費用、便益	
目的	廃棄物処理施設の設置許可が取り消された廃棄物最終処分場について適正な維持管理を行い、廃棄物最終処分場から生じる生活環境保全上の支障の未然防止や拡大防止を徹底する。
内容	廃棄物最終処分場の設置許可の取消しがあった場合について、当該最終処分場の設置者又はその承継人に対し、許可の取消し等があった後も、廃止の確認を受けるまでの間はなお設置者とみなし、当該最終処分場の維持管理等を義務付ける。
関連条項	第9条の2の3、第15条の3の2
必要性	最終処分場の設置許可が取り消された場合や設置許可を受けた者が解散又は死亡した場合には、当該処分場は埋立処分を行っていないと引き続き適正に維持管理されることが不可欠であるが、維持管理義務等を果たすべき者が法律上存在しなくなる。このため、環境汚染を生じうる最終処分場が近年急増しており、このような最終処分場について、なお適正に維持管理が行われるよう手当てをする必要がある。
費用	
遵守費用	廃棄物処理施設の設置許可が取り消された場合であっても引き続き廃棄物最終処分場の維持管理を行う費用が発生するが、事前に積み立てられている維持管理積立金を取り戻すことを可能とするため、適正に維持管理積立金を積み立てている者であれば大きな追加的負担は発生しない。
行政費用	特になし。
その他の費用	特になし。
便益	廃棄物処最終処分場の維持管理の確実性を確保し、当該施設から生じる生活環境保全上の支障の発生の未然防止や拡大防止を図ることができる。

想定される代替案							
代替案①	廃棄物処理施設の設置許可が取り消された廃棄物最終処分場の維持管理については、行政が行うこととする。						
	費用						
	<table border="1"> <tr> <td>遵守費用</td> <td>特になし。</td> </tr> <tr> <td>行政費用</td> <td>廃棄物最終処分場の維持管理費用をすべて行政が負担する場合、長期にわたり多額の維持管理費用(例えば管理型最終処分場の場合、平均的に10年間で12億必要)が発生し、過度の行政負担となる。</td> </tr> <tr> <td>その他の費用</td> <td>特になし。</td> </tr> </table>	遵守費用	特になし。	行政費用	廃棄物最終処分場の維持管理費用をすべて行政が負担する場合、長期にわたり多額の維持管理費用(例えば管理型最終処分場の場合、平均的に10年間で12億必要)が発生し、過度の行政負担となる。	その他の費用	特になし。
	遵守費用	特になし。					
行政費用	廃棄物最終処分場の維持管理費用をすべて行政が負担する場合、長期にわたり多額の維持管理費用(例えば管理型最終処分場の場合、平均的に10年間で12億必要)が発生し、過度の行政負担となる。						
その他の費用	特になし。						
便益	廃棄物処理施設の設置許可が取り消された廃棄物最終処分場の維持管理については、行政が行うこととした場合、廃棄物最終処分場の維持管理は確実に行われることとなるが、行政に上記のとおり過大な負担が生じる。そもそも、設置者自らが維持管理費用を負担すべきであり、安易に行政が公費を投入して維持管理を行うこととすれば、維持管理費用の負担を逃れるため許可取消しを受けるなどのモラルハザードを招きかねない。						

政策評価の結果(費用と便益の関係の分析等)
<p>廃棄物最終処分場がその設置許可を取り消される事例が近年相次いでおり、許可取消後の維持管理制度を整備することは急務である。維持管理を行政が行うこととすると、廃棄物最終処分場の維持管理は確実に行われることとなる反面、行政に上記のとおり過大な負担が生じる。そもそも、設置者自らが維持管理費用を負担すべきであり、安易に行政が公費を投入して維持管理を行うこととすれば、維持管理費用の負担を逃れるため許可取消しを受けるなどのモラルハザードを招きかねない。このため、当該最終処分場の設置者又はその承継人に対し許可の取消し等があった後も当該最終処分場の維持管理等を義務付けることが適当である。</p>

有識者の見解その他の関連事項
<p>中央環境審議会意見具申(平成22年1月25日)において「最終処分場は埋立処分終了後も、都道府県等から廃止の確認を受けるまでは浸出液の処理等の維持管理が必要となる。このため、施設許可を取り消されたときや破産したとき等施設設置者が不在となった場合、許可が取り消された施設設置者及びその役員、破産管財人等に、管理する必要がない状態となるまで基準に従い継続的な管理を行う責任を負わせるべきである。」とされている。</p>

レビューを行う時期又は条件
<p>附則の規定に基づき、この法律の施行5年後(平成28年頃)を予定。</p>

備考

規制に係る事前評価書（要旨）

【廃棄物の処理及び清掃に関する法律】			
規制の内容	設置許可が取り消された場合等における最終処分場の適正な維持管理を確保するための措置		
担当部局	環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課 電話番号：03-3581-3351 E-mail：hairi-kikaku@env.go.jp		
評価実施時期	平成22年2月16日		
規制の目的、内容及び必要性等	<p>廃棄物処理施設の設置許可が取り消された廃棄物最終処分場について適正な維持管理を行い、廃棄物最終処分場から生じる生活環境保全上の支障の未然防止や拡大防止を徹底するため、廃棄物最終処分場の設置許可の取消しがあった場合について、当該最終処分場の設置者又はその承継人に対し、許可の取消し等があった後も、廃止の確認を受けるまでの間にはなお設置者とみなし、当該最終処分場の維持管理等を義務付ける。</p>		
	関連条項	第9条の2の3、第15条の3の2	
想定される代替案	<p>代替案① 廃棄物処理施設の設置許可が取り消された廃棄物最終処分場の維持管理については、行政が行うこととする。</p> <p>代替案②</p>		
規制の費用	費用の要素	代替案①の場合	代替案②の場合
(遵守費用)	<p>廃棄物処理施設の設置許可が取り消された場合であっても引き続き廃棄物最終処分場の維持管理を行う費用が発生するが、事前に積み立てられている維持管理積立金を取り戻すことを可能とするため、適正に維持管理積立金を積み立てている者であれば大きな追加的負担は発生しない。</p>	特になし。	
(行政費用)	特になし。	<p>行政に長期にわたり多額の維持管理費用（例えば管理型最終処分場の場合、平均的に10年間で12億必要）が発生し、過度の行政負担となる。</p>	
(その他の社会的費用)	特になし。	特になし。	
規制の便益	便益の要素	代替案①の場合	代替案②の場合
	<p>廃棄物最終処分場の維持管理の確実性を確保し、当該施設から生じる生活環境保全上の支障の発生の未然防止や拡大防止を図ることができる。</p>	<p>廃棄物最終処分場の維持管理は確実に行われることとなるが、行政に上記のとおり過大な負担が生じる。そもそも、設置者自らが維持管理費用を負担すべきであり、安易に行政が公費を投入して維持管理を行うこととすれば、維持管理費用の負担を逃れるため許可取消しを受けるなどのモラルハザードを招きかねない。</p>	
政策評価の結果	<p>廃棄物最終処分場がその設置許可を取り消される事例が近年相次いでおり、許可取消後の維持管理制度を整備することは急務である。維持管理を行政が行うこととすると、廃棄物最終処分場の維持管理は確実に行われることとなる反面、行政に上記のとおり過大な負担が生じる。そもそも、設置者自らが維持管理費用を負担すべきであり、安易に行政が公費を投入して維持管理を行うこととすれば、維持管理費用の負担を逃れるため許可取消しを受けるなどのモラルハザードを招きかねない。このため、当該最終処分場の設置者又はその承継人に対し許可の取消し等があった後も当該最終処分場の維持管理等を義務付けることが適当である。</p>		
(費用と便益の関係の分析等)			
有識者の見解その他の関連事項	<p>中央環境審議会意見具申において「最終処分場は埋立処分終了後も、都道府県等から廃止の確認を受けるまでは浸出液の処理等の維持管理が必要となる。このため、施設許可を取り消されたときや破産したとき等施設設置者が不在となった場合、許可が取り消された施設設置者及びその役員、破産管財人等に、管理する必要がない状態となるまで基準に従い継続的な管理を行う責任を負わせるべきである。」とされている。</p>		
レビューを行う時期又は条件	附則の規定に基づき、この法律の施行5年後（平成28年頃）を予定。		
備考			